

第 9 6 号議案

四日市都市計画生産緑地地区の変更

【四日市市決定】

平成 3 0 年 7 月 1 0 日

四日市市都市計画審議会

四日市都市計画生産緑地地区の変更（四日市市決定）

計 画 書

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
四日市都市計画生産緑地地区	合計 約 139.0 ha	合計 727 地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別添変更理由書のとおり。

変更理由書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、農業従事者などから、生産緑地地区指定の申出があり、良好な都市環境の形成に資する優良な一団の農地と認められたものを生産緑地地区に指定する。また、生産緑地法第 8 条第 4 項に基づき公共施設を設置する通知があった生産緑地、同法第 10 条に基づく買取り申し出があり、申し出の日から 3 ヶ月以内に所有権の移転がなく、同法第 14 条の規定により行為制限の適用を受けなくなった生産緑地、及びこれに伴い同法第 3 条に基づく指定要件を満たさなくなった生産緑地について生産緑地地区から除外する。

なお、今回の変更により、四日市市の生産緑地地区は約 5.7ha 減少し、約 139.0ha となる。

新旧対照表

ゴシック斜体は、変更前

名 称	面 積	備 考
四日市都市計画生産緑地地区	合計 約 144.7ha	合計 740 地区
	合計 約 139.0 ha	合計 727 地区

地区別変更理由書

今回の生産緑地地区の変更については、下記の理由により変更する。

生産緑地法第3条（追加指定）

小 計	面積増減	972 m ²
	地区数増減	0 地区

生産緑地法第8条第4項（公共施設等の設置）

小 計	面積増減	△ 7,028 m ²
	地区数増減	0 地区

生産緑地法第10条（買取り申し出）

主たる従事者の死亡		△ 23,667 m ²
農林漁業に従事することを不可能にさせる故障		△ 25,937 m ²
小 計	面積増減	△ 49,604 m ²
	地区数増減	△ 11 地区

生産緑地法第3条（指定要件）

面積要件の欠如		△ 887 m ²
小 計	面積増減	△ 887 m ²
	地区数増減	△ 2 地区

今回変更合計

面積 : 972 m² + △7,028 m² + △49,604 m² + △887 = △ 56,547 m²

地区 : 0 地区 + 0 地区 + △11 地区 + △2 地区 = △ 13 地区

		面積 (m ²)	面積 (ha)	地 区
合 計	既 決 定	1,446,658.24	144.7	740
	増 減	△56,547	△5.7	△13
	今回の変更	1,390,111.24	139.0	727

地区別変更面積内訳書（生産緑地法第3条）（追加指定）

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (m)	変更後 (m)	増 減 (m)	変更する生産緑地			変更の理由
					所 在	地目	地 籍 (m)	
10	10-4	11,784	12,756	972	松寺一丁目143-1	田	972	追加指定

面積増減	972m ²
地区(団地)数増減	0地区(団地)

地区別変更面積内訳表（生産緑地法第8条第4項）

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	通知が提出された生産緑地			公共施設の種類	通知日
					所 在	地目	減少した 地積(㎡)		
10	10-1	5,683	5,557	△ 66	大矢知町尻江347-3	田	66	道路(開発行為に伴う道路築造)	H29.11.17
				△ 60	大矢知町尻江348-3	田	60		
	10-2	560	462	△ 98	大矢知町尻江355-3	田	98	道路(開発行為に伴う道路築造)	H29.11.17
13	13-1	10,052	8,031	△ 109	下之宮町皇田13-3	田	109	特別養護老人ホーム	H29.5.19
				△ 505	高浜町681-2	田	505		
				△ 1,011	高浜町682	田	1,011		
38	38-3	2,167	1,972	△ 505	高浜町683-1	田	505	道路(開発行為に伴う道路築造)	H29.8.25
				△ 7	東日野町南川原30-4	田	7		
				△ 188	東日野町南川原30-5	田	188		
52	52-1	5,652	1,173	△ 1,102	采女町花ノ木916-1	田	1,102	保育園	H29.4.27
				△ 1,102	采女町花ノ木917-1	田	1,102		
				△ 1,102	采女町花ノ木918-1	田	1,102		
				△ 1,173	采女町花ノ木925	田	1,173		

面積増減	△ 7,028㎡
地区(団地)数増減	0地区(団地)

地区別変更面積内訳表(生産緑地法第10条)

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	買取り申出が提出された生産緑地			買取り申出の理由	買取 りの 有無	法14条 解除日
					所 在	地目	地 籍 (㎡)			
9	9-1	4,970	3,976	△ 994	広永町五反田1228-1	田	994	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H30.3.13
10	10-1	5,557	4,834	△ 723	大矢知町尻江347-1	田	723	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.8.11
	10-3	1,986	0	△ 993	松寺一丁目193-1	田	993	主たる従事者の死亡	無	H29.4.19
				△ 993	松寺一丁目192-1	田	993	主たる従事者の死亡	無	H29.4.19
	10-5	1,011	0	△ 1,011	川北一丁目91	田	1,011	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.12.29
	10-6	893	0	△ 893	川北一丁目91	田	893	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H30.3.18
	10-7	9,780	8,222	△ 505	蒔田四丁目697	田	505	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.7.28
				△ 145	蒔田四丁目415	畑	145	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.7.28
				△ 403	蒔田四丁目388	田	403	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.4.10
				△ 505	蒔田四丁目391	田	505	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.4.10
	10-8	765	567	△ 198	蒔田四丁目375	畑	198	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.7.28
	10-9	49,793	42,908	△ 973	下之宮町皇田11-1	田	973	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.8.25
△ 992				下之宮町皇田20-1	田	992	主たる従事者の死亡	無	H29.8.1	
△ 992				下之宮町皇田21-1	田	992	主たる従事者の死亡	無	H29.7.24	
△ 992				下之宮町皇田23-1	田	992	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.8.25	
△ 972				大字茂福四五六281-1	田	972	主たる従事者の死亡	無	H29.7.24	
△ 972				大字茂福四五六271-1	田	972	主たる従事者の死亡	無	H29.7.24	
△ 992	大字茂福四五六272-1	田	992	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.11.25				
10-10	1,843	1,343	△ 500	西富田町上部田575-1	田	500	主たる従事者の死亡	無	H30.2.24	
10-11	967	0	△ 967	蒔田二丁目434-1	田	967	主たる従事者の死亡	無	H29.11.24	
11	11-1	1,487	982	△ 505	大字茂福北若宮72	田	505	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.7.25
12	12-1	997	0	△ 997	羽津町1842-1	田	997	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H30.2.22
	12-2	1,176	0	△ 1,176	白須賀一丁目2039-2	田	1,176	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.9.5
	12-3	1,008	0	△ 1,008	富士町2275	田	1,008	主たる従事者の死亡	無	H29.11.24
21	21-1	2,010	263	△ 957	平津町畑屋379-1	田	957	主たる従事者の死亡	無	H29.11.7
				△ 790	平津町畑屋379-2	田	790	主たる従事者の死亡	無	H29.11.7
	21-2	25,017	24,360	△ 310	平津町観音寺695	田	310	主たる従事者の死亡	無	H29.11.7
				△ 347	平津町観音寺697	田	347	主たる従事者の死亡	無	H29.11.7
22	22-1	805	0	△ 805	山分町南山分42	田	805	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H30.1.23
23	23-1	842	0	△ 842	大字羽津堅田43	田	842	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.14
				△ 522	大字羽津広2651-1	田	522	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.14
				△ 489	大字羽津広2651-4	田	489	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.14
				△ 876	大字羽津広2653	田	876	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.10
	23-2	8,870	6,203	△ 780	大字羽津広2655	田	780	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.14
				△ 122	大字羽津堅田1299	田	122	主たる従事者の死亡	無	H30.1.12
23-3	561	0	△ 439	大字羽津堅田1300	田	439	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H30.1.12	
24	24-1	1,257	0	△ 954	大字羽津岡下3509-1	畑	954	主たる従事者の死亡	無	H29.10.24
				△ 303	大字羽津岡下3510	畑	303	主たる従事者の死亡	無	H29.10.24
	24-2	1,916	959	△ 957	大字東阿倉川宮の内614-1	田	957	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.8.30

地区別変更面積内訳表(生産緑地法第10条)

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	買取り申出が提出された生産緑地			買取り申出の理由	買取 りの 有無	法14条 解除日
					所 在	地目	地 籍 (㎡)			
34	34-1	12,790	12,202	△ 241	西坂部町八幡846	畑	241	主たる従事者の死亡	無	H29.8.30
				△ 347	西坂部町八幡847	畑	347	主たる従事者の死亡	無	H29.8.30
	34-2	697	0	△ 657	東坂部町高田1090-1	田	657	主たる従事者の死亡	無	H30.2.22
				△ 40	東坂部町高田1090-5	田	40	主たる従事者の死亡	無	H30.2.22
37	37-1	1,189	0	△ 817	松本一丁目122-7	田	817	主たる従事者の死亡	無	H29.5.3
				△ 372	松本一丁目131-1	田	372	主たる従事者の死亡	無	H29.5.3
	37-2	2,005	0	△ 917	東日野一丁目387-1	田	917	主たる従事者の死亡	無	H30.2.24
				△ 1,088	東日野一丁目388-1	田	1,088	主たる従事者の死亡	無	H30.2.24
	37-3	2,143	1,195	△ 948	東日野町天王森205-1	田	948	主たる従事者の死亡	無	H30.2.27
	37-4	2,144	0	△ 993	東日野一丁目282-1	田	993	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H30.3.22
				△ 1,151	東日野一丁目233	田	1,151	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H30.3.22
	37-5	5,748	3,761	△ 495	日永西一丁目4737-1	田	495	主たる従事者の死亡	無	H29.8.26
				△ 615	日永西一丁目4740-1	田	615	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.6.21
				△ 431	日永西一丁目4741-2	田	431	主たる従事者の死亡	無	H29.6.13
△ 446				日永西一丁目4744-1	田	446	主たる従事者の死亡	無	H29.6.13	
38	38-1	537	0	△ 537	西日野町東浦203-1	田	537	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.10.28
	38-2	1,018	780	△ 238	西日野町東浦203-2	田	238	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.10.28
	38-3	3,986	2,167	△ 323	東日野町南川原19	田	323	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.10
				△ 697	東日野町南川原20	田	697	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.10
				△ 105	東日野町南川原24-1	田	105	主たる従事者の死亡	無	H29.5.10
				△ 694	東日野町南川原31	田	694	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.5.10
	38-4	1,342	433	△ 336	日永西二丁目4284-1	田	336	主たる従事者の死亡	無	H29.12.6
				△ 573	日永西二丁目4285-1	田	573	主たる従事者の死亡	無	H29.12.6
38-5	1,221	0	△ 1,221	日永西四丁目3330-1	田	1,221	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.6.30	
44	44-1	683	381	△ 143	山城町東山950	畑	143	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.8.8
				△ 159	山城町東山952	畑	159	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.8.8
48	48-1	1,021	355	△ 666	尾平町上名3393	田	666	主たる従事者の死亡	無	H30.3.26
52	52-2	2,592	1,485	△ 1,107	采女町小藪217	田	1,107	主たる従事者の死亡	無	H29.11.29
	52-3	2,406	0	△ 1,082	采女町松ノ木1585-1	田	1,082	主たる従事者の死亡	無	H29.4.24
				△ 1,324	采女町松ノ木1586-1	田	1,324	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.4.23
73	73-1	1,221	394	△ 456	桜台本町133	畑	456	主たる従事者の死亡	無	H29.7.25
				△ 371	桜台本町134	畑	371	主たる従事者の死亡	無	H29.7.25
76	76-1	2,332	1,212	△ 793	小林町小林新田3016-32	畑	793	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.6.13
				△ 327	小林町小林新田3016-37	畑	327	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	無	H29.6.13

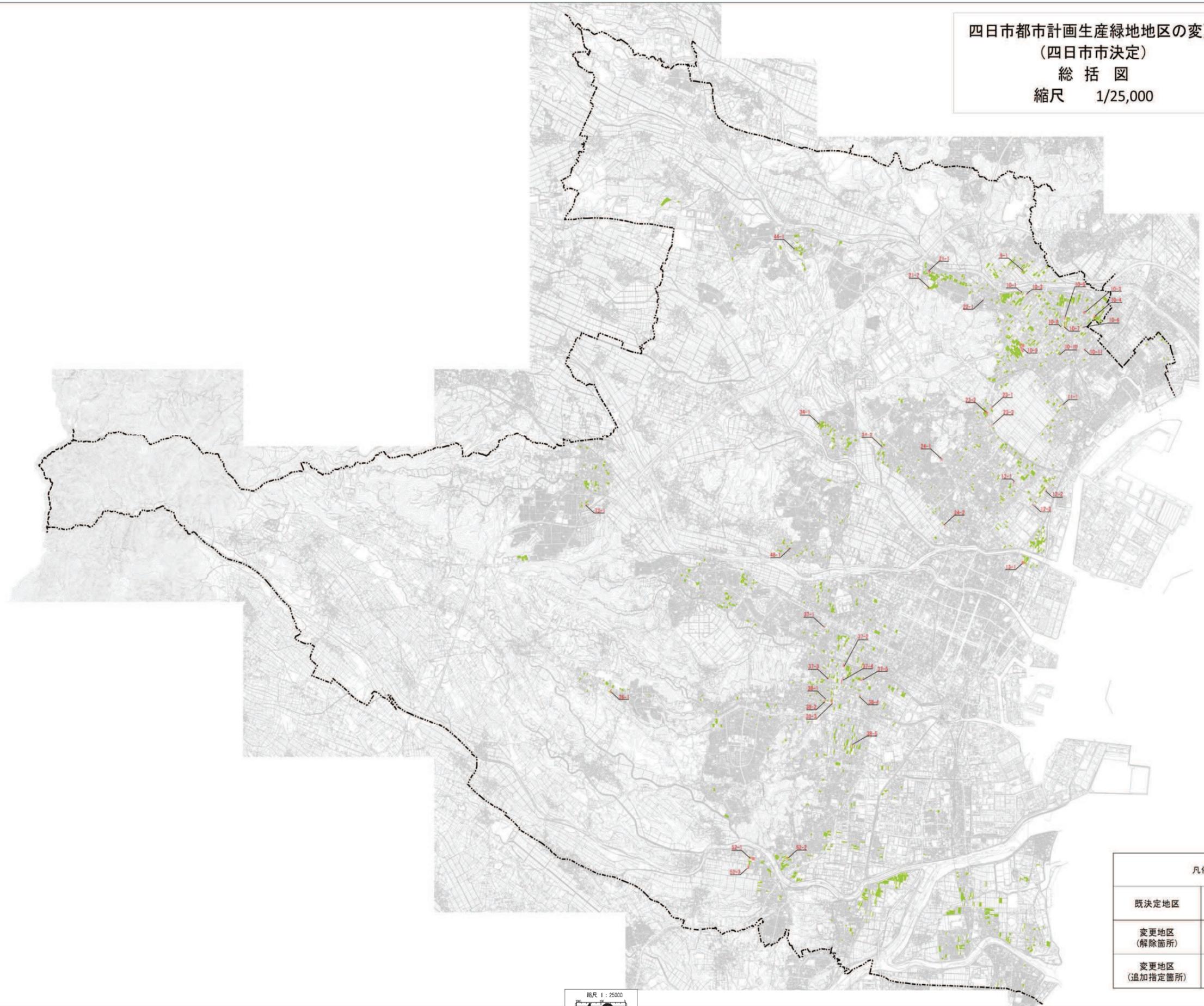
主たる従事者の死亡	△ 23,667㎡
農林漁業に従事することを不可能にさせる故障	△ 25,937㎡
面積増減	△ 49,604㎡
地区(団地)数増減	△ 11地区(団地)

地区別変更面積内訳書（生産緑地法第3条）

図面 番号	地区 (団地) 番号	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	増 減 (㎡)	変更する生産緑地			変更の理由	解除日
					所 在	地目	地 籍 (㎡)		
10	10-2	462	0	△ 462	大矢知町尻江355-1	田	462	生産緑地法第8条第4項に伴う面積要件欠如	H29.11.17
21	21-1	263	0	△ 263	平津町畑屋380-7	田	263	生産緑地法第10条に伴う面積要件欠如	H29.11.7
38	38-3	1,972	1,810	△ 162	東日野町南川原30-3	田	162	生産緑地法第8条第4項に伴う面積要件欠如	H29.8.25

面積増減	△ 887㎡
地区(団地)数増減	△ 2地区(団地)

四日市都市計画生産緑地地区の変更
 (四日市市決定)
 総括図
 縮尺 1/25,000



凡例	
既決定地区	
変更地区 (解除箇所)	
変更地区 (追加指定箇所)	

縮尺 1 : 25000

1. 「四日市都市計画生産緑地」の変更原案の公聴会（説明会）の開催について

○公聴会（説明会）について

公述申出書提出期間 縦覧期間	平成30年4月9日（月）～平成30年4月23日（月）
縦覧場所	四日市市 都市整備部 都市計画課
縦覧者の数	0名
公述申出書の提出	なし⇒説明会の開催
説明会の開催日	平成30年4月26日（木）
説明会の出席者	0名

2. 「四日市都市計画生産緑地」の変更案の縦覧結果について

○縦覧結果について

縦覧期間	平成30年6月11日（月）～平成30年6月25日（月）
縦覧場所	四日市市 都市整備部 都市計画課
縦覧者の数	2名
意見書の数	0通